

### 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ & A

令和3年4月12日15:00受付分までの回答一覧です。

R3.4.13時点

現在、国・県等へ確認中のものは、回答欄中に「確認中」と記載しています。

今後、国から発出される通知等の内容により、回答内容が変更になる場合があります。前回公表時から変更された箇所は赤字で表記します。

区分	区分NO	サービス種類	説明会資料 該当箇所	質問内容	回答
経営改善計画	1	就労継続支援A型	-	経営改善計画書の作成に関して、今年度も猶予措置は継続しているか。(新型コロナ関連)	終了時期について国から通知がないため、継続します。
経営改善計画	2	就労継続支援A型	-	上記で猶予されると認められる場合、報酬改定後のA型スコアで経営改善計画を作成しない区分でチェックして差し支えないか。	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、前年度を「令和元年度」に置き換えた実績で評価することが可能とされています。(令和3年3月30日付け障発0330第5号留意事項通知) なお、この場合の前々年度は「平成30年度」を用いてください。
専門的支援加算	3	児童発達支援	-	専門的支援加算にある「5年以上児童福祉事業に従事した保育士、児童指導員」の具体的な対象要件について (保育士、児童指導員それぞれのどのような方が該当するのか、児童福祉事業の具体的な内容等について)	「児童福祉事業」は社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定められている社会福祉事業のうち、児童福祉法に規定する事業です。(例えば、障害児通所支援事業は第二種社会福祉事業に分類される児童福祉事業です。)ここに定められる事業の経験が5年以上ある保育士及び児童指導員が、専門的支援加算の対象職種となります。
専門的支援加算	4	児童発達支援	-	同じく専門的支援加算にある「心理指導担当職員」の具体的な要件について (どのような学歴、資格要件保持者が該当するのか)	従前と変更ありません。 (平成24年厚労省告示270・第1号及び令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する厚生労働省Q & A VOL1 問63を参照)
児童指導員等加配加算	5	放課後等デイサービス	資料1 13ページ	児童指導員等加配加算について 保育士は、どこに該当しますか。理学療法士等でしょうか、児童指導員等でしょうか。	保育士は「理学療法士等」に含まれます。
欠席時対応加算	6	放課後等デイサービス	資料2 62ページ	欠席時対応加算(2)について 送迎加算は取得できますか。 回数の制限はありますか。月4回まで等。	確認中
福祉専門職員配置等加算	7	放課後等デイサービス	資料3 64ページ	福祉専門職員配置等加算について 現行通り算定してよろしいでしょうか。	従業者の総数に障害福祉サービス経験者を含めずに算出してください。
個別サポート加算(1)	8	児童発達支援・放課後等デイサービス	資料2 59ページ	個別サポート加算(1)  対象児童について、指標該当の調査をどのようなスケジュールで行うのが明確にしていきたいと思います。  「厚労省 事務連絡 令和3年2月19日 障害児通所支援等に係る令和3年度障がい福祉サービス等報酬改定に伴い4月までに対応をお願いする事務等について」 P4にも  通所給付決定保護者や事業所からの求めに応じて、通所給付決定とは別に加算の決定をすることも可能と記載がある通り、事業所からの個別ケースにおける調査の求めについてどのように対応していくかも明確にしていきたいと思います。	確認中
個別サポート加算(2)	9	児童発達支援・放課後等デイサービス	資料2 60ページ	個別サポート加算(2)  対象児童はどのようなラインを想定しているか、対象児童であることの明確化はどのようにするかをお教えいただけますか。  また、契約時に「擁護性の高い家庭」と保護者への説明が困難であることについて、説明の簡略化など市として柔軟な対応を検討いただきたいと思います。	確認中

## 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ & A

令和3年4月12日15:00受付分までの回答一覧です。

R3.4.13時点

現在、国・県等へ確認中のものは、回答欄中に「確認中」と記載しています。

今後、国から発出される通知等の内容により、回答内容が変更になる場合があります。前回公表時から変更された箇所は赤字で表記します。

区分	区分NO	サービス種類	説明会資料該当箇所	質問内容	回答
医療連携体制加算	10	医療型児童発達支援	-	医療連携体制加算について、重度心身障害児対象の事業所だが、実績に基づいて算定か、事前に届出が必要か。	医療型児童発達支援については、医療連携体制加算はありません。 なお、関係機関連携加算は従来通りの算定方法となります。 また、児童発達支援、放課後等デイサービスの医療連携体制加算は、事前の届出は不要で実績に基づく算定となります。
基本報酬(医療的ケア)	11	医療型児童発達支援	-	医ケア区分に応じた算定看護師が基準より1名多く配置されており、常時2名体制になっているが、1人分はシフト勤務で複数の看護師が配置されている(常勤換算で1名分になっている)が、算定可能か。	医療型児童発達支援については、医ケア区分に応じた基本報酬の算定区分はありません。 なお、児童発達支援、放課後等デイサービスについては、サービス提供時間を通じて区分ごとに必要な人数が配置されていれば算定可能です。
基本報酬(医療的ケア)	12	医療型児童発達支援	-	医ケア区分に応じた算定上記について、事前の届出が必要か。	医療型児童発達支援については、医ケア区分に応じた基本報酬の算定区分はありません。 なお、児童発達支援、放課後等デイサービスの基本報酬算定区分については、事前の届出が必要です(様式14-3 様式14-4 報酬算定区分に関する届出書・別添)。
基本報酬	13	就労継続支援B型	資料1 9ページ	「利用者の就労や生産活動への参加等通常のB型利用者に毎日、もしくは毎月一律に加算されるのでしょうか、報酬体系の1万円未満の中に新たに作られたものなのでしょうか？」	確認中
地域協働加算	14	就労継続支援B型	資料1 9ページ	地域協働加算ですが、地域の企業から受託して行っている作業も該当し全員につくのでしょうか？」	確認中
-	15	就労継続支援B型	-	B型事業も就労(一般就労)継続して就労した場合、1年間加算が2年に延長されるのでしょうか？」	確認中
個別サポート加算(Ⅰ)	16	児童発達支援	-	ケアニーズに該当する全ての利用者の申請を検討しております。 対象全利用者様のチェックをした上で届け出をさせて頂くという認識ですが差異ございませんでしょうか。」	確認中
専門的支援加算	17	児童発達支援・放課後等デイサービス共通	資料2 60ページ	専門的支援加算の要件で、職に就いた時点から資格要件を満たしてから5年以上なのか？」	保育士は「保育士として5年以上～」、児童指導員は「児童指導員として5年以上～」と記載することから、資格要件を満たした上で当該職種に配置されてから5年以上となります。 なお、放課後等デイサービスの専門的支援加算では対象職種に保育士、児童指導員は含まれませんのでご注意ください。
報酬算定区分(機能強化型サービス利用支援費)	18	計画相談支援	資料2 53ページ	機能強化型サービス利用支援(4)の算定要件について「専従の相談支援専門員を2名以上配置し、」とあるが、常勤専従1名、コーディネーター2名であれば満たすと考えて良いか。(コーディネーターは0.5のカウントで、2名なら1.0という考え方で良いか?) (※コーディネーターとは相談支援専門員を指す)	お見込みのとおりです。 なお補足として、以下に例をお示しします。 <b>【例：機能強化型サービス利用支援(Ⅳ)】</b> 専従の相談支援専門員を3名配置した場合、そのうち1名が相談支援従事者現任研修を修了した常勤の相談支援専門員であれば、他2名の職員が非常勤(常勤換算:0.5)であっても、常勤換算上規定の配置数(2.0)を満たしていれば、当該要件を満たします。
各種届出(様式等)	19	計画相談	-	『基本単価(サービス利用支援費・継続サービス利用支援費)の変更』及び『新設各種加算(集中支援加算)を算定する』場合の申請書類及び記載方法を教えてください。 ※「変更届出書」の変更内容(変更後)に『・サービス利用支援費・サービス継続利用支援費の単位変更』や『・新設各種加算の追加「集中加算」』と記載すれば良いのか。申請の必要性はないのか。」	確認中
各種届出(様式等)	20	計画相談	-	『ピアサポート体制加算』の算定予定はないが、「介護給付費等算定に係る体制等届出書」及び「介護給付費の算定に係る体制等状況一覧表」の提出の必要性があるかを教えてください。」	確認中

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ & A

令和3年4月12日15:00受付分までの回答一覧です。

R3.4.13時点

現在、国・県等へ確認中のものは、回答欄中に「確認中」と記載しています。

今後、国から発出される通知等の内容により、回答内容が変更になる場合があります。前回公表時から変更された箇所は赤字で表記します。

区分	区分NO	サービス種類	説明会資料該当箇所	質問内容	回答
報酬算定区分	21	放課後等デイサービス	様式14-4	報酬算定区分に関する届出書について運営規程に定めるサービス提供機関が3時間以上であれば、1の3時間以上を算定しても良いのでしょうか。日ごとの実績票に記載しているサービス提供実績の時間とは違うという理解で良いのでしょうか。	確認中
地域協働加算	22	就労継続支援B型	—	地域協働加算とは具体的にはどのようなものか。	<p>利用者の多様な働く意欲に応えつつ、就労を通じた地域での活躍の場を広げる取組として、就労の機会の提供や生産活動の実施に当たり、地域や地域住民と協働した取組を実施する事業所を評価する加算です。</p> <p>【取組の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で開催されるイベントへの出店</li> <li>・農福連携による施設外での生産活動</li> <li>・請負契約による公園や公共施設等の清掃活動</li> <li>・飲食業や小売業など地域住民と交流のある店舗運営</li> <li>・地域の高齢者世帯への配食サービス</li> </ul> <p>【算定要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月の報酬請求日までにその取組についてインターネット等で公表すること</li> <li>・加算の算定は実績に基づくもので、事前の届出は不要</li> </ul> <p>(留意事項通知案参照)</p>
地域協働加算	23	就労継続支援B型	資料19ページ	地域協働加算について質問です。 従来の施設外就労としての生産活動も、地域住民との協働があれば、その対象になるのでしょうか？ また、事業所内にボランティア等を招いて、所内で生産活動を行った場合は対象になりますか？	確認中
報酬算定区分(A型スコア表)	24	就労継続支援A型	—	基本報酬算定の平均労働時間について、新規指定から間もない事業所の経過措置等はあるか。	確認中
施設外就労加算(廃止)	25	就労移行支援・就労継続支援A型・B型	—	施設外就労について、これまで実績報告を行ってきたが、加算がなくなるということは実績報告は今後不要か。	確認中